

平成 29 年度第 5 回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成 29 年 (2017 年) 9 月 21 日 (木) 13 : 30 ~ 17 : 20

2 場 所 長野県庁 西庁舎 110 号会議室

3 内 容

○ 議事

- (1) (仮称) 都市計画道路 諏訪バイパス環境影響評価方法書について (第 4 回審議)
- (2) 穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価準備書について (第 1 回審議)
- (3) その他

4 出席委員 (五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者 (副))
大 窪 久美子
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長)
亀 山 章
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
中 村 寛 志 (委員長職務代理者 (正))
中 村 雅 彦
野見山 哲 生
山 室 真 澄

5 欠席委員 (五十音順、敬称略)

富 樫 均

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成29年度第5回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。富樫委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

また大窪委員は30分ほど遅れて到着するとの御連絡がありました。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されま
す。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発
言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片
谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

本日は非常に心地よい天候となりました。

では早速、議事に入らせていただきますので、御協力の程よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の会議の進行予定と配布資料について、事務局から説明をお願いいた
します。

事務局
是永
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永と申します。よろしくお願いいたします。

まず、前回予定していた8月18日の技術委員会につきましては、開催通知を御案内し
ていたにもかかわらず中止させていただいたこと、改めて事務局よりお詫び申し上げま
す。申し訳ございませんでした。

では、事務局より本日の会議の予定、御手元の資料について簡単に説明させていた
きます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)の「(仮称)都市計画道路 諏訪バイパス
環境影響評価方法書」について、前回に引き続きまして4回目の審議をお願いします。

最初に前回委員会における審議で後日回答とされた事項と、前回委員会以降に追加で
いただいた御意見に対する見解と、住民意見の内容及び住民意見に対する見解を都市計
画決定権者等に説明をいただきます。

また、関係市町の意見の概要を事務局から説明しました後に御議論をいただきます。
その後、技術委員会意見等の取りまとめについて事務局案を説明し、御議論をお願いし、
遅くとも概ね15時には終了予定としており、休憩を挟んで議事(2)の審議に移る予定
としております。

議事(2)は「穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価
準備書」について、本日は第1回の審議でございますので、資料5について事業者から
準備書の概要を説明いただいたあと御議論をお願いして、概ね17時には会議を終了する
予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、次第に記載のとおり、御手元に資料1から資料5を配
布させていただきます。

資料1は都市計画道路諏訪バイパスの前回の第4回技術委員会及び追加提出意見に対
する都市計画決定権者等の見解、資料2は方法書に対する住民等からの意見及び都市計
画決定権者等の見解、資料3は方法書に対する関係市町からの意見、資料4は技術委員
会意見等の集約表の事務局(案)になります。

資料5の「穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価準備
書の概要」は、事業の内容、経過及び準備書の概要をまとめたものです。

議事(2)の穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業につきまして、経過を
説明させていただきます。

方法書の公告を平成27年12月に行い、住民等からの意見はありませんでした。また、技術委員会では平成27年12月から平成28年2月まで3回に渡り御審議をいただき、平成28年3月28日に知事意見を18項目について通知いたしました。

なお、方法書審議終了後に委員をお願いいたしました山室委員さんには9月4日に現地調査を行っていただいたことを報告いたします。

また、準備書につきましては、9月20日（水）から10月19日（木）まで1か月間縦覧され、環境保全の見地からの住民意見が11月6日（月）までに提出されます。

各委員の御手元には本案件の準備書、要約書及び非公開資料が用意されておりますが、非公開資料のP4-18-1以降につきましては、種名等を非公表とする必要があるため、本日の委員会では該当部分は審議せず、次回委員会の冒頭で非公開審議を設けまして、その場で御審議いただきたいと思います。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今事務局から説明がありましたが、資料は皆様の御手元に揃っておりますでしょうか。また、8月の委員会が中止になったことについては、私も事前に事務局から相談を受けましたが、実はアセスの審議をする会議の中止、延期というのは結構あることで、幸い長野県では私が委員長を拝命しましてからは1回もなかったと思いますが、亀山先生の時にもなかったですかね。

たまたま長野県では日程設定がよかったこともあると思いますが、これまで中止、延期がここのところはございませんでした。

実はほかの都道府県、市に行きますと私が経験した中では2回連続中止ということもございました。やはりアセス制度というのは様々な法や条例に基づく制約や、地元との調整など色々な条件がありますので、それが予定通り進行しなければ会議を延期せざるを得ないケースが出てきて、委員の皆様の中には中止ということを経験された方も多くいらっしゃると思いますが、こういった事はそう珍しいことではないということを是非ご理解いただきたいと思います。

早速ですが議事に進みます。

議事1（仮称）都市計画道路 諏訪バイパス環境影響評価方法書に関する審議です。

事業者の皆様、都市計画決定権者の皆様方には、御多忙の中ご出席くださりましてありがとうございます。

では資料1、2の説明をお願いいたします。

都市計画決定権者
高倉
（都市・まちづくり課）

資料1、2の説明をいたしますが、その前にお詫びをさせていただきます。

8月18日につきましては、私共の事後回答とさせていただいたものが調整不足で間に合いませんでした。

本日御審議いただくようになりましたが、私共の不十分な対応で大変申し訳ございませんでした。

これから資料1について御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

事業者
森
（長野国道事務所）

今ほどお話がありましたが、前回の会議につきましては、大変失礼いたしました。お詫び申し上げます。

早速事後回答を中心にお話させていただきます。

前回事後回答としたものと、前回説明したものの補足、一部訂正したのも事後回答としておりますので、その辺をご説明します。

2番の山室委員の御意見について、住民の意見に対し、色々な形で聞きながら、またこれらの情報について事務局に伝えていくのかという御意見でした。

前回は、トンネルの構造、明かり部の位置、大気等の影響というものも示しながら、住民の方から意見をお聴きしていき、またそのタイミングを見て提示していくという、少し抽象的というか、具体的ではなかったのでその補足で、3つほど事後回答とさせて

いただきます。

ルートの位置、構造の検討については、道路の目的を勘案しながら走行性、アクセシビリティ、安全性、環境面、事業特性を配慮して行っていくということが1つ、また、前回の委員会でもお話ししましたが、そのタイミングについては都市計画手続きにおいて都市計画の原案の段階で、ルート、構造を住民に示し意見を伺う、という回答とさせていただきます。

最後に今後地元説明会で示す資料については、事務局へ伝えていきたいと考えています。

次に5番の塩田委員さんの低周波音に関する御意見について、こちらはトンネルの施行に伴う低周波音について、具体的に検討していくべきではないかということでした。

前回、通常トンネルを施工する際に発破等を行う場合は、計画が確定した時点で保全対策の検討を考えていると回答しましたが、今回は事後回答として、トンネルの工事の方法については、発破を採用する場合、事業実施段階で坑口付近による防音壁扉の設置などの保全対策を検討しますと、回答させていただきます。

このことについては、準備書段階でしっかり記載していきたいと思っています。

また低周波音に関しては、事業者としても道路事業において一般的に事業実施段階で発破の活用を検討しています。そういったものを採用する場合、事業実施段階で環境保全対策を実施してきているというところがあります。

同様な対応を今回もお約束し、準備書にしっかり記載したいと考えます。

今回は技術手法で国のアセス法対象の事業であることから、主務省令や技術手法に基づいて進めていくことが基本となるので、今後準備書にその旨を記載していきたいと考えています。記載はしていませんが、事後回答として補足させていただきます。

6番の塩田委員さんの同じく低周波音に関する御意見で、低周波騒音に対して色々な技術があるのでそれを利用していただきたいということでした。

こちらについては、トンネルの工事について発破を採用する場合は保全対策の検討に努め、具体的な対策内容については事業実施段階で決定したいと思います。

7番も同じく塩田委員さんから低周波音に関する御意見ですが、道路構造によって低周波音の影響が考えられるので、そういったものに対する検討が重要になるということでした。

これについては、事後回答として記載しておりますが、土地、工作物の存在・共用に係る低周波音については、国土交通省令、環境影響評価の技術手法に基づき、道路の存在ではなく、嵩上式の構造で通過する道路の区間の自動車の走行に伴う影響について予測評価を行っていきたいと考えます。

8番の低周波音については、橋梁についての低周波音に対して色々なやり方があるということと、低周波音は減音しにくいのでなるべく最初から発生しないように影響評価項目として設定すべきということでした。

こちらについても6番と同じ回答となりますので、詳細は割愛させていただきます。

9番の小澤委員からの御意見について、水質に対する予測評価は丁寧に行っていたきたいということ、また片谷委員長からもそういった事に対してしっかり調査、予測、評価をしていくことが必要だという御意見をいただきました。

前回は今の意見を踏まえ、しっかり調査、予測、評価をしていきますと回答しましたが、しっかりというところが曖昧だということで、今回事後回答として、技術手法に基づいて予測、評価していきますと補足させていただきます。

10番の山室委員からの水象についての御意見について、地下水を調査する際の井戸のデータについてはなるべく早く出していただき、十分かどうか確認していきたいという御意見でした。

委員長からも井戸について、決まり次第追加で示していただきたいということでした。

こちらについての事後回答は、今後決まり次第示していきますということです。

井戸については、事業井戸、個人井戸があり、個人情報等があり今後そういったものを調査し、国の技術委員会等にも助言をいただきながら示していく考えです。

11 番の富樫委員からの御意見は水象についての調査の範囲についてでした。

こちらについては、こちらは10番と同じ回答になりますが、決まり次第示していく、と考えています。

次に12番の富樫委員からの水象に関してですが、調査地点や調査方法について、方法書に具体的に記載していただきたいということでした。

こちらについては準備書に調査地点、調査方法を記載していく考えです。

13番は山室委員からの水象、動物についての御意見で、漁業に与える影響について配慮していくべきではないかということでした。

事後回答として、河川の構造物等による漁業等の水面利用における影響については、準備書において水象の河川の中で記載することを考えています。

次に14番の梅崎委員からの地形・地質の御意見ですが、事業計画地の地形・地質を検討する際の資料を提出していただきたいということで、本日資料1-1、1-2において、ハザードマップによる断層と揺れやすさマップ、またハザードマップによる災害警戒区域について重ね図として提出しました。

15番の梅崎委員からの地形・地質については、前回の審議資料23番で回答しておりますが、今回は評価する手法等を具体的に記載し、補足として再度事後回答とさせていただきます。

16番の富樫委員からの地形・地質については、地下水の調査についての確認でした。こちらについては、ボーリング調査を行って地下水の状況、地質、水理の状況を把握しますので、富樫委員の御理解のとおりです、という回答といたします。

17番の富樫委員からの地形・地質については、諏訪断層群についても重要な地形であるから取り上げるべきではないかということでした。

こちらについては、糸魚川静岡構造断層線については特徴的な帯状構造線であり、地質学上の重要な地質として位置付けられていますが、糸魚川静岡構造断層群については、技術手法に示す、長野県のすぐれた自然、日本の地形レッドデータブックに記載はされていません。

学術上の希少性の観点から保全すべき重要な地形・地質に位置付けられていないことから選定はしていません。ただ事業実施段階の設計において、道路法における構造物については耐震設計をしっかりと基準にのっとった形でやっていく考えです。

18番の富樫委員からの地形・地質についても、17番と同じ回答とさせていただきます。

19番の大窪委員からの植物についての御意見は、水草への影響についてです。

こちらは一部訂正があり、前回2つ目のポツで「ただしこちらでも別途検討委員会を立ち上げ」とお話しておりますが、こちらは事業者側で新たに委員会を立ち上げるものではなく、既に国交省の技術検討委員会というものがあるので、そちらで調査範囲を設定し、確認していきたいと考えています。

その中で水草の調査については、事業実施区域から100mを基本とし、今ほどの委員会の専門家に助言等をいただき、調査時期については3季で行う考えです。

また水温については、今回はダム事業ではないので、冷水を直接放流することはないということで、水温に与える影響は想定されないと考えます。

20番の大窪委員からの植物についての御意見は、事後回答のとおりメガネサナエについてですが、諏訪湖から中流域まで一体として利用している種であり、その観点から事業実施区域250mを基本として調査をしています。範囲については適宜拡大して調査を実施していきたいと思えます。

特に中村委員からお話があった生息情報については、河幅も広いということで、これらについても重点調査地点として考えています。

26番片谷委員長からの廃棄物についての御意見ですが、建設副産物として建設発生木材を追加して予測評価していきたいと思えます。

説明については以上になります。

続きまして資料2の説明になりますが、こちらは住民意見に対する見解です。

1番、2番については事業計画に対する意見です。

具体的なルートについては、具体的な工事場所、工事方法は準備書の公表前に地域の皆様にルート案を示すという考えです。

3～6番につきましては、ルート及び構造に関する意見ですが、こちらについても走行性、アクセス性、安全性等に配慮して土地利用や、他の都市施設の計画と総合性、一体性を確保するよう都市計画で決めていきたいと考えます。

11番の調査、予測、評価全般に関するところですが、こちらは慈雲寺というお寺に対しての影響に対する懸念とうことで意見をいただいています。

こちらについても具体的にルート、構造に係る事項ですが、今後調査、予測、評価を行ってその結果に応じて実行可能な範囲で出来る限り回避、低減のための環境保全対策を検討したいと考えます。

13番については、水質、水象に関しての御意見です。

こちらは予測にあたっての影響の有無の判断基準の明記と、保全措置の実施についての意見ですが、こちらの見解も調査、予測の結果とその保全に関するものについては準備書の段階で示します。また、基準や目標との整合が図られていないと評価する場合は、実行可能な範囲で環境影響をできる限り回避又は低減するための措置を検討したいと考えます。

16、17番は地下水に関しての御意見ですが、専門家を含めた検証と調査に関する意見をいただきました。

こちらについては丁寧な説明に努めたいと考えます。

19番については軟弱地盤に関する御意見ですが、こちらについては、事業の実施段階で調査をし、必要に応じその施工方法を検討したいと考えます。

25番の景観については、橋梁等の高架構造を景観のスポットになるようなデザインにしていだきたいということですが、事業実施段階で地域等の調和を図れる観点から検討に努めます。

最後に27番ですが、春宮周辺について人と自然の触れ合いの場の調査箇所に加えていただきたいという御意見ですが、御指摘の情報を参考にさせていただき、必要に応じて調査、予測、評価を行っていききたいと考えます。

説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

では資料1、2について続けて説明をいただきましたが、資料3についても事務局から説明をお願いします。

事務局
是永

資料3を御覧ください。諏訪バイパスの方法書に対する関係市町意見です。

こちらは法に基づき関係市町の岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町に意見照会をしまして、8月に回答がありました。

その結果、岡谷市、茅野市は意見なし、諏訪市からは事業計画全般、大気、騒音、水質、文化財など18項目、下諏訪町からは事業計画全般、大気、騒音、水質、触れ合いの場活動、文化財など20項目にわたる意見です。

全般事項では「準備書手続前の段階での早期に計画を地域に明示すること」、「諏訪湖、霧ヶ峰高原、八島湿原などの貴重な自然環境への配慮」、「トンネル工事による地盤沈下」、「糸魚川—静岡構造線の断層帯での地震への影響の配慮」、「土砂災害特別警戒区域指定箇所への影響の配慮」

大気、騒音、振動では「騒音が少ない地域であり配慮を求める」、「トンネル坑口による騒音や換気への配慮」、「諏訪市では軟弱地盤への振動の影響、下諏訪町では慈雲寺茶室への振動の影響の軽減」

水質、水象では「トンネル掘削による水源、地下水、源泉への影響による市民生活、産業、観光、寺社への影響の回避、低減、保全措置の検討」、「工事期間中の濁水や流量変化による諏訪湖の漁業への影響への配慮」

動植物、生態系では「オオワシ、オオムラサキへの飛来や生息への十分な調査、予測

評価」、「トンネル掘削工事による寺社の植物の影響への配慮」

景観では「予測、評価にあたっての道路、トンネル、橋梁等の構造物への身近な眺望点からの影響の配慮や、諏訪八景の慈雲寺を眺望点の評価に追加するよう意見」

触れ合いの場、文化財では「触れ合い活動の場に諏訪大社春宮等の追加」、「指定文化財への影響調査」などの意見が提出されました。これらの意見を勘案し、今後、技術委員会意見と合わせて環境保全の見地からの知事意見を述べることとなります。

事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

今の関係市町からの意見ですが、私が見た感じだと軟弱地盤の話が今まで議論に上がってこなかったような気がしますが、それも含めて特に今までこの委員会で取り上げられていなかった事項としては何がありますか。

事務局
是永

今委員長からお話のあった軟弱地盤について、これは主に取り付け道路の観点の話ですが、この他は具体的な地名、お寺の名前などその程度です。

他は諏訪市の13番、この辺りも具体的な固有の場所が出ています。

その他は下諏訪町の34番に慈雲寺のお話があります。

それ以外は災害の関係、水質、水象関係は今までの委員会の議論の内容となっています。

片谷委員長

資料1から3まで御説明いただきました。関連する部分もあるため、資料3まで全て御説明いただきましたので、それを念頭に置きつつ、資料1から順番に確認をしていきたいと思います。いつものように意見要旨と見解が並んで書かれていますので、事後回答が出ているものについて見てまいりたいと思います。

これもいつものやり方ですが、最初に意見を御発言された委員のご見解を伺った上で他の委員の皆様方からも御発言いただくことにさせていただきます。

なお、冒頭に事務局からの説明がありましたとおり、今日はこの後、技術委員会意見を集約する段階に入っていきますので、これから新たに持ち帰って検討してくださいというのは、方法書段階では非常に困難です。もし、今後事業者に検討を求めるという趣旨の御意見であれば、準備書に向けて検討を求めることになりますので、そういったことも意識しながら御発言いただくようお願いいたします。

では、1番から順番に見てまいります。事後回答があるものといましては、2番が最初で山室委員の御意見です。山室委員いかがでしょうか。

山室委員

御回答ありがとうございました。事後回答の中で「都市計画手続において、都市計画の原案の段階でルート・構造を住民に示し、意見を伺うこととしています。」とのことですが、具体的にいつのタイミングになるのでしょうか。例えば、資料3の諏訪市長の1番の意見では「準備書手続きに進む前の段階で早期に計画を明示されるよう配慮いただきたい」といったことが記載されていますが、このように準備書の前に計画を出してその段階で意見を伺うという意味ですか。

また、私が意見したのは、どういう意見が住民の方から出たかということをお話したいということです。これまでの審議で出てきた資料でも住民の方がどのように考えているのかほとんど分からないですし、県外に在住しているためマスコミなどの情報も乏しいわけです。住民の方からどういう意見が出たかということをお話してくださいとお願いをしたつもりですが、この事後回答では事業者が作成した資料を事務局に伝えるということだけで、私がお願いをした趣旨とは異なります。

片谷委員長

1点目については、都市計画決定権者から御回答いただけますか。

都市計画決定権者

都市計画の手続につきましては、準備書の段階で都市計画の案も併せて縦覧にかける

高倉	<p>こととなっておりますので、その前に地元説明会をいたしまして十分にこの計画について説明を行います。その後、公聴会の手続を踏みまして、素案を案として確定していくということになりますので、準備書の前の早い段階でルートがある程度確定した時に地元説明会に入っていくことになります。</p> <p>地元の御意見がどうだったかという点については、資料2の内容が住民の皆様からの意見となっております、方法書についてはこういった御意見をいただいています。具体的なルートに対しての御意見はこれからルートを提示させていただいた後に出てくることとなりますので、それについてはこのような意見がありましたということを事務局に御報告させて頂きたいと思っております。</p>
片谷委員長	<p>国交省さんから補足されることは何かありますか。</p>
事業者 森	<p>2番目のお話しですが、今と同じ回答でございます。地元説明会で示す資料となっておりますが、説明会で出た主な意見を入れ込んで示していきたいと思っております。</p>
片谷委員長	<p>住民からの意見書で出てきた意見がこの資料2である、現時点での住民意見の主なものはこれであるということですね。</p>
事業者 森	<p>そのとおりです。</p>
片谷委員長	<p>山室委員いかがですか。</p>
山室委員	<p>ありがとうございました。準備書の前に、住民を対象とした説明会を開催し、その際の意見も開示していただけるということによろしいでしょうか。</p>
事業者 森	<p>それで結構です。</p>
片谷委員長	<p>関連して御発言があれば承ります。よろしいでしょうか。また、最後にまとめて御発言いただく時間も取りたいと思っておりますので、一旦先に進みます。</p> <p>次に事後回答がある5から8まで塩田委員お願いいたします。</p>
塩田委員	<p>質問に対して事後回答の説明がありましたので、事後回答の内容どおりに対応していただければよろしいかと思っております。</p> <p>一つ確認で教えていただきたいのですが、7番の事後回答の「環境影響評価の技術手法」は、国土交通省になった時に技術手法を検討する委員会があり、私も10年近く委員を務めていましたが、その後改訂されたのでしょうか。</p>
事業者 森	<p>平成25年3月に、国土技術政策総合研究所から資料として出ています。こちらが最終となっております。</p>
塩田委員	<p>販売されているのですか。</p>
事業者 森	<p>販売はされていません。国土技術政策総合研究所のホームページ上で公開されていません。</p>
塩田委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
片谷委員長	<p>技術手法に基づきということが7番と9番の事後回答にも書かれていますが、国総研</p>

の技術手法、国交省の主務省令、環境省の技術ガイドもそうですけれども、そこに書いてある方法が全てを網羅しているわけではありません。あくまでも標準的な手法として書かれているものであるという認識を是非、事業者さんにははっきり持っていただきたい。

今回の事業は諏訪市と下諏訪町の住宅が密集している地域からそれ程遠くないところを通るルートですので、市街地に近い地域での工事の影響を予測評価するときには技術手法に書かれていることをそのまま適用しただけでは場合によっては不足することがある。そういった認識は常に持っていただいて、予測評価、保全対策ともに地元の状況に応じたベストな手法を検討するという意識で取り組んでいただきたいということを追加意見として申し上げておきたいと思います。他の委員の皆様から追加意見等あれば承ります。

特に御発言がないようですので、9番に進みます。小澤委員いかがでしょうか。

小澤委員

委員長のおっしゃられたとおりだと思いますので、技術手法に基づきということにより具体的に記載したということかと思いますが、技術手法をベースに丁寧な予測評価をしていただければと思います。

片谷委員長

他の委員の皆様から御発言ありますでしょうか。では、一旦先に進みます。

10番は山室委員の御指摘です。今後決まった段階で出てくるという回答ですがいかがでしょうか。

山室委員

決まった段階というのは、先程の御説明のとおり準備書の前に決めていただき、ルート以外にもルートに応じ生じる可能性のある環境影響や、調査範囲も併せて住民説明会で準備書の前に説明いただけるということでしょうか。といいますのは、今回の資料2や資料3で住民の方や市町さんの意見の中にも地下水に関して非常に深い関心、懸念があることが見て取れますので、是非そうしていただく方がよろしいのかなと思いますがいかがでしょうか。

事業者
森

山室委員から話がありましたように、「今後決まり次第お示しします」というのは、調査を行いしっかり予測評価をしていけるという資料にまとめた段階でお示ししていきたいと思っています。例えば、ここの部分でボーリングを行いますといった調査箇所につきましては、結果を伴った形の方が地域の住民の方も分かり易いかと思いますので、個々にこの地点でボーリングをします、井戸を使いますといった形はこれから検討しますけれども、基本的には調査する場所が決まった段階で皆様にお示ししていきたいと考えています。

片谷委員長

当然、準備書ができる段階では調査が終わっていて、その前に調査が行われています。ですから、調査する地点が決まるのは準備書が提出される遥か前の段階であるはずで、それは先程高倉さんが御回答なさった準備書の前に都市計画法上の説明会を開くというよりも、もっと前に地点は決まっている訳です。決まった段階で住民の方に集まっていただいて、説明会をその都度行うのは難しいだろうということは理解できますが、少なくとも、この地点で測定を行いますということは、事務局に報告して重大な問題がないかということが委員にも伝わるようにしていただきたいということをお願いしているわけですから、そうしませんと準備書が出てきた段階で、この測定地点では駄目だということになりますと測定のやり直しとなってしまいますから、事業計画のスケジュールも大幅に狂ってしまいます。こちらとしてもそれは本意ではないですし、アセスの審査は事業にブレーキをかけるためではなくて、正しいアセスをやって正しい環境保全を行っているただくために行っている訳です。ですから、決まった段階で事務局にここで調査を行うことにしましたということをお知らせしていただきたいという趣旨ですので、是非お願いします。

事業者 森	委員長のおっしゃるとおりかと思います。わかりました。
片谷委員長	山室委員もよろしいでしょうか。他の委員の皆様から御発言があればお願いいたします。よろしいでしょうか。11番と12番は富樫委員の意見ですが、何か御意見は届いていますでしょうか。
事務局 是永	特に届いておりません。
片谷委員長	わかりました。12番について、私から補足で意見を申し上げておきますが、先に申し上げたことと共通しますが、今日この審査の段階で明らかにできない調査方法についても、決まった段階で事務局に報告していただきたいと思います。これも準備書が出てからこれで駄目だよと指摘するのは避けたいという意図がありますので、是非地点だけでなく方法も決まった段階で報告をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
事業者 森	はい。
片谷委員長	では、是非御対応をお願いいたします。同じようなことを再々他の審議でも申し上げますけれども、中間段階での報告は条例に定めはありませんが、方法書段階で決められなかったことは決まった段階で報告していただくということがアセスを適切に進める上での基本ですので、是非事業者さんとしても御協力をお願いします。これは、アセス制度を円滑に進めるための努力という意味合いですので、是非ご理解をお願いいたします。では、次に進みます。13番、山室委員いかがでしょうか。
山室委員	これで結構です。
片谷委員長	これは、記載しますという回答ですので了解したことにさせていただきます。他の委員の方もよろしいですか。14番、15番が梅崎委員の御意見ですが、いかがでしょうか。
梅崎委員	<p>短い期間で資料を作成いただきありがとうございました。諏訪市と下諏訪町の凡例が違っていますが、これは短い期間で作業していただいたので仕方がないですね。</p> <p>資料1-1の諏訪市の揺れやすさを見ると図の上から下に柔らかくなってきています。先程、軟弱地盤という話が出ました。今回、その点についても話そうと思っていましたが、皆さんご存じのとおりこの黄色い断層で囲まれている赤い範囲は、県内でも有数の軟弱地盤地域です。方法書の4-1-43に地盤沈下累積等量線図が書かれていますが、ずっと累積して沈下が起きているようなところですね。あとは、この橙色で囲まれている明かり部との兼ね合いで見ていくと、ちょうど明かり部になるので盛土等の構造に対しては周辺地盤の沈下等に十分注意していただく必要があります。</p> <p>それと下諏訪の揺れやすさマップを見ても、諏訪市とだいたい同じような地質構造ということが分かりますし、新しく下諏訪町の断層郡をいれていただいたので、全体像が分かったと思います。断層体を横切るときには、構造としての安全性もさることながら地下水についても注意していただきたい。特に地下水の流動等に変化がありますので、ルートの下側について検討していただきたいということです。</p> <p>次に資料1-2の土砂災害の図面ですが、明かり部の上側の2つのところが土石流とか急傾斜地等にかかっています。この辺りも構造に注意していただくことになるかと思いますが、逆にうまく構造を選定すると堰堤などの効果も出ます。そうすると土石流を止</p>

めることもできますので、そういった防災面も含めて検討いただければと思っています。
以上ですが、見解のところにある資料1-3は、資料1-1、1-2 それぞれに示してあると
いうことでいいですか。

事業者
岡田
(長野国道事務
所)

資料1-2、1-3は、資料1-1、1-2の誤植です。申し訳ありません。

片谷委員長

今の梅崎委員の御意見を十分勘案していただいて、今後の作業、工事に反映していただくことをお願いします。他の委員から御発言ありますか。山室委員どうぞ。

山室委員

ご提案された梅崎委員が何もおっしゃらないのであれなんです、この資料がなかった段階で、方法書が出てきた訳ですよね。この資料が事前にあったとして、このルートで本当によかったのかということについて梅崎委員の御意見をいただければと思います。

梅崎委員

ルート選定はこの会議でも出ていますとおり、地形だけではなく様々な経済的なものや線形等も考慮して決めていくかと思えます。道路構造の作り方とかもありますけれども、他にも選択肢があるとすればわざわざこういった所を作る必要はないというのが率直な意見です。

片谷委員長

私も地盤は専門ではありませんが土木学会の会員でもありますのでコメントをさせていただくと、今は技術的に軟弱な地盤であってもそれに対応した工事は技術的に可能になっています。しっかり現場の地盤にあった工法をとっていただければ、少なくとも環境負荷が増えるということまでの懸念は必要がないというのが私の認識です。資料1-1が出てきて、どういった地盤かということも分かりましたので、それにきちんと対応した工事をしていただければ特段の問題はないと私は認識しますが、梅崎委員それでよろしいでしょうか。

梅崎委員

そのとおりだと思います。少し繰り返しになりますが、他にもいくつか考えられるのであればそちらも十分考える必要がありますが、その次の段階としては資料1-1のような図面をしっかりと出して、それに対応するということが大事ではないかと思っていましたので、追加してこういった資料を出してくださいとお願いをしました。

今後は、どういった調査、対策をとるかということを十分議論していければと思っています。

山室委員

冒頭で委員長が軟弱地盤について、この委員会では初めて話が出たという話があったのでコメントさせていただきました。地盤については住民の方たちにとっても初めて出てくるもので、それは話が違ふといったご意見も出かねないと思います。そういったことも配慮して、工事方法等もきちんと準備書の前に説明していただきたいと思えます。

片谷委員長

実は、資料4のときに申し上げようと思っていましたが、今のような事項は技術委員会意見の中に盛り込んでいただきたい。諏訪市長の意見にも盛り込まれていますのでこれは是非入れた方がいい。この点については、改めて資料4の審議のときに申し上げます。

では次に進みます。16、17、18番は富樫委員の意見ですが、御意見は届いていないですね。

事務局 是永	届いておりません。
片谷委員長	これはやりますという御回答ですので、特段追加の指摘にはならないだろうと予想しますので、この御説明を承りましたということにさせていただきます。 19、20番は、大窪委員の御指摘に事後回答が出ております。では、大窪委員お願いします。
大窪委員	19番の事後回答は、国土交通省の技術検討委員会に聞きながら調査範囲を設定していきたいという内容でしたので、委員会において私が指摘した、諏訪湖の水草の心臓部に当たる群落に影響があると懸念しているということを重々お伝えいただいた上で、調査範囲を設定していただければと思います。また、先程委員長がおっしゃられたとおり、調査範囲や方法などがわかりましたら御報告いただきたいと思います。
片谷委員長	事後回答の2点目はよろしいですか。水温の話が書かれています。
大窪委員	水温に与える影響があるかないかが分からないので、調査した方がいいという話だったので出来ればこの点も踏まえた上で、先程の調査範囲でのデータを取っていただければと思います。
片谷委員長	冬以外の三季調査を行うとのことですが、この点はよろしいでしょうか。
大窪委員	はい。
片谷委員長	私も補足で意見を申し上げましたが、今回三季と明記していただいたのでこれでよろしいかと思います。他の委員の皆様から何かありますか。山室委員どうぞ。
山室委員	水温が与える影響は想定されないと考えるけれども、きちんと調査は行うということでもよろしいでしょうか。
片谷委員長	水生生物の調査をする場合に水温の調査をしないということは、おそらく無いと思いますが、いかがでしょうか。
事業者 森	委員長がおっしゃったとおり、調査地点で水温を測っていきます。
山室委員	そのときなるべく根元、下の底層の水温を測っていただきたい。というのは水草の根のところに湧水が有るか無いかで水温の影響がかなり違ってきます。ここで想定されているのは、表流水だけだと思いますが、重々この審議でもでてきていますように、湧水、地下水の影響が強い可能性もあるわけです。ですので、工事によって影響を受けるのは表流水だけではないということを念頭に水温を測るときには底層をきちんと測っていただきたいと思います。
片谷委員長	御指摘を参考にして実施していただくようお願いいたします。
事業者 森	はい。ありがとうございます。
片谷委員長	大窪委員どうぞ。

大窪委員	19 番の意見は、20 番の意見と連続しています。20 番の事後回答についてはメガネサナエの出現地点である上川の話で、メガネサナエの生息環境を把握する上で上川の地点を重要調査箇所として、水生植物や底生動物について可能な範囲で記録をしたいという御回答となっています。私がお話しをさせていただいたのは、先程の 19 番の検討いただく調査範囲全体について御意見させていただきましたので、特に 20 番の内容で検討いただき、追加の調査範囲が設定されるのであれば同じように、水生植物、底生動物についても可能な範囲で調査をしていただけるのかということをお聞きしたいと思います。
片谷委員長	事業者さんいかがですか。
事業者 森	そういった形で記録していきたいと思っています。
大窪委員	重ねて申し訳ありませんが、その記録と調査は違うのか同じなのかということと、具体的な方法が決まれば教えていただきたいと思っています。
事業者 森	記録と調査は同じです。方法の提示については、わかりました。
片谷委員長	では、これは了解いただけたということで進めさせていただきます。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	20 番に関連して、メガネサナエについては調査範囲を適宜拡大するとのことですが、以前の委員会で紹介した福本教授も今年調査をしていて、生息場所、個体を見つけたと聞いています。福本教授の調査でメガネサナエの幼虫が生息していると分かっている場所まで水生昆虫の調査を行うのかということをお聞きしたいと思います。
片谷委員長	では、事業者さんお願いします。
コンサルタント 工藤 (株) ドーコン)	福本教授に聴き取りを行いまして、近傍で生息する河川を教えていただき、事前の調査という形で調査を行い実際に生息することを確認しました。同じような環境が上川にあるかということで事業地から諏訪湖の合流まで調査をし、成虫が縄張りを張っているかどうかを記録している状況です。
片谷委員長	要するに実質的には調査を開始されているということですか。
コンサルタント 工藤	事前という形で調査は行っています。
中村寛志委員	進行形ということですか。
コンサルタント 工藤	はい。進行形になります。
片谷委員長	中村寛志委員のアドバイスが有効に活用されているようですので、是非、良い結果が出るように継続していただければと思います。 では、次に進ませていただきます。21 から 25 までについては特に事後回答はありませんが、何か御発言があれば承ります。よろしいですか。 26 番は、私の発言で伐採木を入れますという御回答ですのでこれで結構です。一とお確認を致しましたが、全体を通じて補足、追加の御意見があれば承ります。梅崎委員

どうぞ。

梅崎委員

先程、14番について意見を述べましたが、15番については事後回答のとおりで結構です。しっかり内容的にやっていただければと思います。関連して17番の富樫委員の意見も、法律上項目に無いということをごこういった観点で取り上げてはどうかという応援していただいた趣旨の意見ですので、選定しておりませんというよりは内容的にその部分もやりますということで進めていただければと思います。

片谷委員長

直接の予測評価対象にするわけではないけれども、詳細立案においてはその影響を反映して計画を固めますという趣旨と理解してよろしいですか。

事業者
森

はい。それで結構です。

片谷委員長

では、梅崎委員の御指摘の趣旨は反映していただけると理解できますので、次に進めさせていただきます。他に全体を通じて御発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

資料2と資料3について、今の議論の中でも少し取り上げられましたけれども、なにか補足される御意見等あれば承ります。よろしいでしょうか。

それでは時間も限られていますので、技術委員会意見の作成に進みたいと思います。では資料4について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
是永

資料4の「方法書についての技術委員会意見等集約表（案）」を御覧ください。

こちらは、第3回審議後の追加意見までにいただいた御意見、御質問等を集約したものであり、全部で79項目となっております。直前でしたがメールにてお送りしたものと基本は同じものです。

「意見要旨」は委員の皆様からの御意見、御質問を整理したものです。

「都市計画決定権者等の説明、見解等要旨」の欄については、これまでの説明、見解等を記載した内容を掲載しております。「取扱」の欄には、それぞれ御意見等について「意見」等の区分を、事務局案として記載しております。

表の上段の注に記載のとおり、「意見」とは、技術委員会意見として知事に対して述べる環境保全の見地からの意見であり、知事意見の作成に反映されるものです。「記録」とは意見以外のもので、会議の中で都市計画決定権者等に説明を求めた内容や、簡易な修正等について記録に残し、事業者に伝えるものです。

「意見等」の欄には、技術委員会意見とする場合の記載内容について、事務局案をお示しておりますので、御意見をいただければと思います。

それでは、事務局案として意見とさせていただいた項目を中心に、簡単にご説明申し上げます。

最初に1ページの全般についてです。

全般につきましては、1～4番は道路構造やルート、トンネルの位置等が不確定で、環境影響の範囲が不明確であるため、準備書より前に構造等が確定した段階で図面や資料の提出を求めるものです。

これら意見につきましては意見として1番の「今後決定する具体的なルートやトンネル、高架等の道路構造を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、準備書作成前の詳細な平面縦断線形が明らかになった時点で技術委員会に報告し、調査、予測及び評価の地点や方法について助言を求めること」とさせていただきました。

以降の委員の複数の意見はこの意見に集約しました。

また、5番の住民意見を反映し、構造等を検討すべきとの意見については、「道路構造や工法について想定される環境影響を住民に提示し、理解を得ながら進め、状況を技術

委員会に報告すること」とさせていただきます。

次に事業計画と配慮書に関して6～13番ですが、道路構造等が確定した上で、予測評価を行うことを基本とし、不確定部分があれば最も環境負荷が大きくなる条件を想定することや住民配慮に関する意見です。

これら意見につきましては6番の「準備書段階で不確定部分がある場合は最も環境負荷が大きくなる条件を想定して調査、予測評価をすること」とし、住民配慮は5番、配慮書に関する地下水の影響回避の評価に関するものは1番と5番に集約いたしました。

次に14番から25番までの大気、騒音、低周波に関しての意見で、トンネル坑口予定地域の老人福祉施設や、住宅地への配慮や環境基準を大きく下回る清浄な環境であることの配慮を求める意見です。

これら意見につきましては、15番の「老人福祉施設などが立地する地域における適切な調査、評価を実施すること」とし、20番の「事業区域では環境基準を大きく下回る地域であることが想定されるため、できるだけ現況を悪化させないという観点から評価を行い環境保全措置を講じること」とさせていただきます。

また、21番のトンネル工事に関しては「発破工事を実施する場合には騒音、振動、低周波音を環境要因として発破工事を選定し、適切に調査、予測、評価を行うこと」とさせていただきます。

先ほどの22から26番の低周波音については、それぞれの21から26番に意見集約をさせていただきます。

次に26番から34番までが水質に関してであり、橋梁工事に関する濁水による影響の意見、降雨時の測定頻度に関する意見です。

濁水に関してはルート帯等の確定の件がありますので、先ほどの1番に集約をし、頻度に関しては30番の「降雨量の違いによる影響を適切に把握するために複数回実施すること」とさせていただきます。

35番から45番までが水象となります。

工事に伴う地下水の調査範囲や影響に関する御意見です。こちらについては、36番から41番までの意見を35番に集約させていただきます。

35番の「地下水については、工事箇所だけではなく、下流への影響の懸念から地下水の広域的な連動性を把握できるように調査地点を設定し、事業による影響を適切に予測評価を行うこと」とさせていただきます。

44番は事業による漁業への影響の意見として、「漁業等の水面利用への影響について漁業関係者への聞き取りを行い、予測、評価を行うこと」とさせていただきます。

45番については、44番に集約させていただきます。

46番から57番までが地形・地質となります。

意見の趣旨は、土砂災害特別計画区域や断層帯とルート帯が重なっており、ルート選定やトンネル、橋梁などの構造選定にあたっては十分考慮する必要がある旨の意見です。

この意見については46番のとおり「事業実施区域には断層帯や土砂災害特別区域が存在することに十分配慮し、道路構造等を検討すること。また、検討の経緯及び内容について準備書において明らかにすること」とさせていただきます。

なお47番から54番、56番、57番についてはこちらの意見に集約させていただきます。

58番から61番までが植物です。

こちらは橋梁工事等による下流の諏訪湖等の水生植物群落等への影響調査や影響調査範囲の拡大についての意見です。

58番の意見案の内容としては、「かつての渋のエゴ付近には諏訪湖でも最後に残された沈水型の水生植物群落の希少群落が分布している場所であるため、植物の調査、予測、及び評価の地点への追加を検討すること」とさせていただきます。

こちらの58番に59番の意見を集約させていただきます。

次に60番については「河川に橋脚を設置する場合には、工法によってその下流に大きな影響を与える可能性があるため、今後決定する道路構造、工法等を踏まえ、水生動植

物の調査範囲の拡大を検討すること」とさせていただきました。

こちらについては61番、73番、74番を集約させていただきました。

62番から74番までが動物に関する御意見です。

趣旨は動物、猛禽類や昆虫の調査範囲や調査地点に関しては、63番に64番から67番までを集約させていただき「調査にあたっては明かり部を重点的に行うこと」とさせていただきました。

また、70番では生物多様性の観点から重要度の高い湿地である諏訪湖、流入河川にレッドリストのメガネサナエへの影響の御意見で、「メガネサナエは諏訪湖と琵琶湖にしか生息しない希少なトンボであるため、生態や生息地等を把握した上で調査、予測、評価をすること」とさせていただきました。こちらは71番の意見も集約しました。

72番の意見については、構造が確定してからということですので、1番の意見に集約させていただきました。

73番、74番の御意見については60番の意見案に集約してあります。

75番は景観で諏訪湖サービスエリアは諏訪盆地の一番の眺望地点であり、選定すべきとの御意見です。この意見については、「諏訪湖サービスエリアを主要な視点場として調査、予測、評価の地点に追加すること」とさせていただきました。

76番、77番は人と自然との触れ合い活動の場に関して、この地域は観光地でもあり触れ合いの場が多くあり、工事による影響を評価する必要があるとの御意見で、こちらは76番の意見案のとおり「事業実施区域は諏訪湖の外環で触れ合いの場が多くあり、影響が想定される場合は、環境影響評価項目として選定し、調査、予測、評価を行うこと」とさせていただきました。

77番は76番に集約させていただきました。

79番は、廃棄物等に伐採木を加える必要があるとの意見ですが、これについては「準備書において、伐採木の発生量の予測評価の対象とし、処理方法についても記載すること」とさせていただきました。

資料4の事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今、説明いただいた資料4について確認審議を進めてまいります。既に先程の審議の中で山室委員から御発言がありましたが、この中で言いますと46番のところの意見の案ですね。元々の御意見は梅崎委員ですけれども、諏訪市長の御意見にもある、軟弱地盤という文言が入っていたほうがより地元の方の意向にマッチするであろうという趣旨だと思います。梅崎委員いかがでしょうか。

梅崎委員

ここに断層帯、土砂災害特別警戒区域という例が出ていますので、軟弱地盤地域といった文言を追加すればいいのではないのでしょうか。

片谷委員長

それでは「断層帯、土砂災害特別警戒区域及び軟弱地盤地域が存在することに十分配慮し、」といった形で追加をするという形で、山室委員よろしいですか。

山室委員

結構です。

梅崎委員

この部分に関連して、事後回答では地質断面図、ボーリング柱状図を示しますということがきちんと書かれていますが、分かり易い図表を示すということを意見に入れていただくというよりはいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

片谷委員長

今回、頭に総括意見は付けないのでしょうか。今の話は全体に通じることでもあるので、頭に総括意見として「より一層分かりやすい準備書とするように」、「特に図表の作成に配慮すること」といった文言をいれていただくのがいいかと思います。よく他の都道府県市の意見で見かける、全体を通した意見です。あんまり長野県ではそういった総括的な文言は書いていませんでしたかね。

事務局 寒河江 (環境政策課)	環境影響評価全般に渡るものは、全般の項目で意見を述べています。その部分で分かり易い図書にするようにといった趣旨の意見を追加したいと思います。
片谷委員長	では、そのように対処してください。他の御意見を承ります。特に御自身の発言された内容が意見となっていることについて表現が適切であるかどうか、御確認いただきたいと思います。梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	78番のトンネル等からの発生土については記録となっていますが、このルートはトンネル部分も多く、発生土量、搬出ルート等をしっかり示すことを意見で述べた方がいいと思います。
片谷委員長	79番と一緒に意見として述べればいいですかね。79番は伐採木だけですが、「伐採木及び発生土の発生量」といった形で追加をしていただければいいと思います。
事務局 是永	78番の意見に、発生土も含めることとします。
片谷委員長	事業者さんもやるといっているので確認としての意味合いではありますが、そのような意見としましょう。他にはいかがでしょうか。大窪委員どうぞ。
大窪委員	58番についてですが、指摘させていただいたのは洪のエゴ、湖岸の部分だけではなく、その周辺の上川、舟渡川、宮川という周辺河川についてもエゴと続いて水生植物群落 distributes しているので、それが具体的に範囲に含まれていることがわかるように意見の文言を修正していただきたいと思います。
片谷委員長	具体的にどのように書けばいいか教えていただけますか。
大窪委員	「かつての洪のエゴ付近や周辺河川付近は、諏訪湖でも最後に残された希少な水生植物群落 distributes している場所であるため」という形に修正していただきたいと思います。
片谷委員長	事務局よろしいですか。
事務局 是永	はい。
片谷委員長	では、大窪委員の御指摘のとおり修正させていただきます。他は、いかがでしょうか。陸委員どうぞ。
陸委員	76番の意見のまとめについては、概ねこれでいいかと思いますが、外環の字が環境の環ですので修正してください。それと資料2と3の市町村、住民の方からの意見の中で諏訪大社の下社春宮が具体的な指摘として挙がっています。もし、いれられるのであれば、ここで諏訪大社下社春宮などといった例示を入れていただいてもいいかと思いますがいかがでしょうか。
片谷委員長	そうすると他のお寺も書かないといけなくなりますか。むしろ文化財という文言をいれて全部含んでいる扱いにした方がいいのではないのでしょうか。個人的には、固有名詞を一つだけ入れるのはどうかと思いますが、陸委員は貴重な文化財等といった形で、いい意見はありませんか。

陸委員	方法書の中では、文化財を人と自然との触れ合い活動の場として扱っていないため悩ましいですね。特に下社などは文化財というよりは自然が非常に豊かで人が沢山来て、自然との触れ合いを沢山行っているという意味で入れていただくということかと思うので、固有名詞を外すと、難しいですね。
片谷委員長	文化財という予測評価項目もありましたよね。この図書ではどうなっていますか。
事務局 是永	方法書の 8-4 の下から 2 行目に文化財が選定してあり、個別の予測評価項目となっています。
片谷委員長	黒丸がついていますね。ですから、人と自然との触れ合い活動の場及び文化財という両方にまたがる意見として入れればいいですね。「人と自然との触れ合い活動の場や文化財が多くある」という形にすれば意見としては共通として扱えるかと思えます。
陸委員	そのようなまとめ方でいいかと思えます。
片谷委員長	そのようにいたしましょう。そうすれば、住民の方々からの意見も反映されたと言えると思います。ほかにいかがでしょうか。中村寛志委員どうぞ。
中村寛志委員	60 番と 70 番の意見ですが、まず調査範囲を広げるということについては 60 番のとおりで結構です。 ただ、橋脚を作る場合にどんな橋脚を作るかによって影響が違ってくると思うので、調査をしてその結果を見て工法を決めるのか、工法が決まってしまっていて、その工法ではどんな影響があるのかを評価するということは大きく違います。74 番の質問で事業者側の回答は、「施工方法等については調査の結果を踏まえて検討してまいります」という回答ですので、例えば 70 番のところの意見の最後に「その結果を踏まえて希少種に影響が少ない工法を選ぶ」といった文言を追加してはどうでしょうか。工法が決まって評価するのか、調査の後で工法を決めるのかということは大きな違いがあります。
片谷委員長	基本は、調査に基づいて最大限影響の出ない工法を選んでいただくということだと思いますが、設計のスケジュールとの兼ね合いもありますので 100% そうはならないですね。ただ、意見とすることはいいかと思えますので、何番に追加しましょうか。全般という意味合いでは、60 番の後の方がいいですかね。水生動植物の調査範囲の拡大だけではなく、「より影響の少ない工法を選定することを検討すること」といった文言を追加しましょうか。
事務局 是永	はい。
片谷委員長	では、今の御指摘は 60 番に反映させることといたしましょう。他はよろしいでしょうか。 だいたい御意見が尽くされたようです。今日の御意見に基づいて修正版の資料 4 が出来まして、各位委員に送られることとなります。皆さん御確認いただいて誤り、指摘した趣旨と修正の仕方が違っている等ありましたら、できるだけ早く御回答いただくようお願いいたします。その後の確認は大変恐縮ですが、事務局と私の間のやり取りで進めさせていただくということでご一任いただいてよろしいでしょうか。はい。最終確認については、事務局と私の間で行わせていただくこととします。ありがとうございます。 ではこの後の手続について事務局から説明をお願いします。

事務局 是永	<p>今後の手続ですが「技術委員会意見」が確定され次第、委員長名で、県知事宛に御提出いただくとともに、委員の皆様にご報告いたします。</p> <p>知事は、技術委員会意見に基づくとともに、市町村長意見を勘案し、住民等の意見に配慮して、都市計画決定権者に「知事意見」を述べます。</p> <p>都市計画決定権者は、知事意見を勘案した上で、必要な手続を経て、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定し、環境影響評価を実施します。その後、その結果や環境保全措置などを記載した準備書の作成へと手続を進めることとなります。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
片谷委員長	<p>修正意見の提出はいつまでにしましょうか。いつ頃事務局から修正版が送られていつまでに回答すればいいかということを示していただければと思います。</p>
事務局 是永	<p>修正後の集約表を1週間以内に事務局から委員の皆様へ送付いたします。その後、1週間の期間で、御回答をお願いできればと思います。</p>
片谷委員長	<p>では、委員の皆様御協力をお願いいたします。議題の1番については予定時間を少し超過しましたが、ここまでとさせていただきます。</p> <p>諏訪バイパスに関する案件の方法書の審査は今日が最後となりますので、都市計画決定権者、もしくは国交省さんから何かありましたら一言御発言いただければと思います。</p>
都市計画決定権者 渡辺 (都市・まちづくり課)	<p>本事業については、都市計画の対象としていることから、本来なら都市計画を所管している長野県都市・まちづくり課長から御挨拶すべきところですが、本日所用により出席できないため代わって御挨拶させていただきます。</p> <p>この度都市計画道路諏訪バイパス環境影響評価方法書について、片谷委員長はじめ委員の皆様には、慎重な御審議と多岐にわたる御指導を賜り誠にありがとうございました。</p> <p>本事業については、事業予定者である国土交通省の御協力のもと、都市計画決定権者である長野県が環境影響評価の手続きを進めることとしておりますが、本日の冒頭にもお詫び申し上げましたとおり、委員会での審議にあたり不手際があり大変申し訳ございませんでした。</p> <p>そのような中ですが、本事業方法書に関しては、現地調査始め4回の委員会審議において委員の皆様より専門的な見地からの貴重な御意見をいただきました。</p> <p>いずれの御意見も今後の事業計画の立案や、環境アセスを進める際の重要なアドバイスであり、心より感謝申し上げます。</p> <p>今後は知事意見等を勘案するとともに、審議でいただいた御意見を参考に国土交通省の御協力のもと環境影響評価を実施し、準備書、評価書への手続きを進めたいと考えています。</p> <p>本技術委員会の皆様には今後もそれぞれの段階において、専門的な見地からの御意見を再びちょうだいしたいと思いますので、引き続きの御指導をお願い申し上げます。大変ありがとうございました。</p>
片谷委員長	<p>国交省さんは発言されますか。</p>
事業者 森	<p>4回にわたり、慎重な御審議、貴重な御意見、助言をありがとうございました。これから事業者として、今までの意見を参考に次のステップへ進めてまいります。大変ありがとうございました。</p>
片谷委員長	<p>この事業は大変大規模な事業で世間の注目度も高いと思っています。したがって、優れたアセスメントの事例となるよう、内容の充実したアセス図書が出てくることを期待しております。</p>

事業者の皆さん、コンサルタントの皆さん最大限の努力をお願いしたいと思います。
ではこれもちまして、議事1は終了とさせていただきます。
事業者の皆さん、長時間お疲れ様でした。
委員の皆様方はもう1件審議がありますので、少し休憩を挟みまして15:35から次の議題の審議を始めますので、よろしくお願いいたします。

片谷委員長

では皆様お戻りのようですので、再開させていただきます。
議事2の穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備・運営事業に係る環境影響評価準備書についての審議です。
今日は初回ですので、事業者さんから御説明をいただきます。
事業者の皆様方、大変お待たせしまして、申し訳ございませんでした。また、お忙しい中御出席くださいますありがとうございます。
これから資料5の説明をお願いします。冒頭何か御発言があればお願いします。

事業者
久田
(穂高広域施設組合)

本来であれば事務局長の小林より御挨拶申し上げるべきところですが、本日公務が重なっており失礼させていただいております。代わりに私より御挨拶と、本事業の概要について御説明させていただきます。
長野県環境影響評価技術委員会の委員の皆様におかれましては、平成27年12月より当組合が計画している新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価の方法書について御審議、現地調査をしていただき、御意見御指摘を賜りありがとうございます。
引き続き準備書について御審議をいただき、専門的見地から御指導、御助言をいただきますようよろしくお願いいたします。
本事業に係る概要ですが、現在稼働している穂高クリーンセンターのごみ焼却施設は安曇野市を管理地とする1市1町4村で構成する穂高広域施設が運営しています。
組合では焼却施設が供用を開始してから22年が経過し、老朽化が進行したことに伴い、新たなごみ処理施設を整備することとしました。
本事業の目的はごみの減量と、廃棄物、巡回型社会形成の推進、さらに環境に配慮した新ごみ処理施設を整備するため、施設の設計、施工、及び運営業務を一括して民間業者に委託することでその経営能力、技術能力を活用し、新たな工夫を加え費用対効果が高い施設整備、長期間にわたる効率的な施設運営を図れるようDBO方式公設民営を採用し実施します。
次に施設概要ですが、ごみ焼却施設にあつては、搬入される処理、対象物を安定的、効率的に処理するとともに焼却灰などの資源化や熱エネルギーの有効活用を図ります。
不燃物処理施設についても、搬入される処理対象物を安定的かつ効率的に処理するとともに、処理残差の減量化に努めます。
最後に地元との関係ですが、建設用地は既存のごみ焼却施設の隣接部にあり、地元の方は当組合の運営状況を理解していただいていることから、関係する区の皆様とは信頼関係が築かれており、計画は順調に進んでいます。
本日出席の事業者、コンサルタントの自己紹介をさせていただきます。
私は事務局次長の久田と申します。よろしくお願いいたします。

事業者
浅川
(穂高広域施設組合)

穂高広域施設組合新ごみ処理施設整備に係る担当をさせていただきます浅川と申します。よろしくお願いいたします。

コンサルタント
味澤
(株)環境技術センター)

株式会社 環境技術センターの味澤です。
よろしくお願いいたします。

コンサルタント
唐澤
(株)環境技術セ
ンター)

同じく環境技術センターの唐澤です。
よろしく願いいたします。

片谷委員長

後はスクリーンで御説明をお願いします。

コンサルタント
味澤

それでは引き続き私の方で準備書の概要をご説明します。
先ほどの説明と重複する部分は飛ばしまして、資料5の3番の事業の種類と規模について、処理方式は連続燃焼式ストーカ炉または流動床炉に絞りました。
方法書の段階ではバイオマス化及び灰の熔融を挙げましたが、それは採用せず、普通の焼却炉として整備することとしました。処理能力は24時間連続運転の120 t/日の規模となります。
加えて不燃物処理施設として、破碎選別施設を同時に整備する計画です。
1日5時間運転し、3 t/日の処理能力という計画です。
先ほどDBO方式で事業を進めるとお話しましたが、最終的な処理規模は事業者の提案により決定しますので、これは処理対象品目から割り出した目安としての処理規模とご理解ください。
次に処理対象物について、ごみ処理施設については、可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣、し尿処理施設からでるし渣、し尿汚泥、災害廃棄物になります。
不燃物処理施設についてはガラス、陶磁器類になり、どちらも今の現有の施設と同じ品目となります。
余熱利用については、新施設については発電を行うので、蒸気タービンによる発電設備が付きます。また場内への給湯のほか、場外給湯となります。
4番に写真がありますが、あづみ野ランドという施設に温水プール、温泉施設に給湯をしていき、こちらが現施設からの継続となります。
排水処理については、プラント排水については循環再利用による無放流、生活排水については下水道接続をするため下水道放流となります。
雨水については場内浸透となり、排水はしない計画です。
5番の場所の地図になりますが、現有の焼却施設、し尿処理施設、不燃物処理施設は地図のとおりとなっています。
そのすぐ隣の現在グラウンドと駐車場として使用しているこちらを対象事業実施区域になり、現在はストックヤードがありますが、取り壊しすぐ隣に移す計画です。
6番は遠方から見た写真です。高瀬川と穂高川と犀川に挟まれた三角地帯に位置しており、現在の焼却施設の隣に建設予定となっています。
事業者により配置が最終決定するため現段階では施設配置は決定しておりませんが、例として挙げたものが7番になります。西側から車両が入ることは決まっているので、通常は駐車場、施設配置は御覧のとおりとなるであろうと思います。
ただ、図ではごみ処理施設とストックヤードや破碎施設は別棟になっていますが、こちらは事業者の提案により同じ建物になる可能性もあります。
8番は南の立面図になり、9番は西の立面図にスロープがありますが、新しい施設については、プラットホームは2階とし、ピットへの放り込みは極力行わない方針を取りました。
そのためプラットホームへ上がるためのスロープがあるということになります。そのスロープがある関係上、南側にプラットホームができ、北側に煙突がたつ見通しとなります。
稼働開始は平成33年度からの予定となっており、平成30年度から3年間かけて建設する予定となっています。
次にごみの搬入出車両について、処理品目は現施設と変わらないので、ごみの受け入

れ時間は現在と変わりません。

ごみの搬出のトラックや車両の台数についても現在とそれほど変わらない予定です。

ごみが減っていくという現状がありますので、多少は減るかもしれませんがごみの減りと比例して台数が減ることはない、巡回して回収しているのでほぼ同じだと思います。

次に公害防止基準ですが、排ガスの計画地については12番の表にまとめたとおりとなります。

一番右端に法規制値を示してありますが、これより低い値を公害防止基準とし、これを守れるような施設を事業者につけてもらうということです。

同様に騒音についても安曇野市の指定している条例の規制値を守ることとし、振動、悪臭についても13番の表のとおり公害防止基準を設けています。

次に環境影響評価の項目ですが、15番の表のとおり17項目を選定し進めてまいります。右端にいくつか空白がありますが、方法書の段階で提示し、御認めいただいた部分が17項目で、その後条例の改正で項目が増えましたが、それは特に選定しておりません。

また、文化財についてはありませんでしたので、方法書のとおり行いません。

内容について御説明いたします。

大気質について、調査項目は17番に示しましたとおり実施しています。

調査地点は中央の対象事業実施区域と北、東、南、西の代表的な集落で調査地点を設け調査しています。

沿道の大気については、代表的な北側、南側、西側からのメインルート、それぞれ代表地点で調査しています。

大気質の調査結果については、18番のグラフのとおり二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類とありますが、赤い線で環境基準を示してあり、当然ですがそれを下回る内容でした。1つお伝えしたいのは、今の施設が稼働している状況でこのようであったということです。

新しい施設ができた後はそちらに処理が移り、現在の施設は稼働を停止するため、その分大気質はよくなったうえで、新しい施設の影響がのる形になりますが、今の状況で十分基準は満足しています。

道路の周辺大気については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質についても基準以下となっています。こちらは今と同じような廃棄物の搬入状況となりますので、そう変わらないと考えます。

予測の結果について、工事中の運搬車両による影響については20番に運搬車両の台数を想定した表がありますが、大型車260台/日、小型車200台/日という設定で、最大を想定して予測しています。

この表の真ん中の欄に調査結果からの平均値を示し、その右に予測結果を示してあります。

今の状況に比べ工事関係の車両が増えるので、それなりに数字は上がりますが、環境基準は十分に下回りました。

また工事中の建設機械の稼働による影響の予測について、こちらも20番の表に示したとおり、建設機械の稼働の台数を設定し予測した結果については、数字については上がりますが環境保全目標は十分クリアする結果となりました。

次に共用時のごみの搬入車両による影響として、21番に表が示してありますがこちらは定性的な予測です。

まず、ごみの量が減少していく傾向にあり、搬入車両の台数は今と同等かそれ以下になるであろうということから、搬入車両の大気質への影響は、現在と同等となり十分良好な状態が保たれるという予測です。

また共用時の廃棄物の搬出処理による影響は、処理後の灰が飛散をし、周辺に影響を及ぼすかどうかという観点で予測を行いました。こちらも定性的な予測ですが、焼却残渣については飛散しないように湿潤化、貯留化した状態で搬出する計画です。

施設の建屋内でトラックに積み込み、天蓋付きのトラックで運搬することから焼却残

渣の飛散は起こらないという予測です。

共用時の施設の排出ガスによる影響の予測の結果について、1年間地上気象を観測し、その結果北東からの風の頻度が多いこと、犀川の下流方向からの吹上げも多く、2番目に高瀬川からの上流方向からの吹きおろし、3番目に犀川の上流方向からの風が多いという、ざっくりですがこのような傾向にあります。

風速については、特に南風は強い傾向がありました。

これを元に長期平均濃度の拡散予測をした結果が23番となり、こちらはダイオキシン類の結果を例としてお示ししました。

最大着地濃度地点というのは対象事業実施区域から南東側 620mという結果となりました。

一番多い風向が北東側なのに対し、最大着地濃度地点が南東側に出るのは風速大気安定度の関係で、北西側からの風が弱く不安定な状況が多かったためと思われます。

最大着地濃度地点は南東側、次に南西側となり、東側の山にぶつかる部分については周囲より高い箇所が出てくるという予測結果です。

その濃度をまとめたものが24番の表になりますが、調査結果の平均値を左側に、寄与濃度を真ん中に、足し合わせた結果を右の列に示しました。

現況の濃度より2、3桁低い値が寄与濃度となっており、足し合わせてもほぼ変わらない結果となりました。

日平均値の2%除外値や98%値に計算し直し、環境基準と比較しても十分クリアしています。

次に短期高濃度の予測ですが、まず調査結果を御示し、上昇気象の調査を行ったところ秋、冬には夜から朝にかけて高度100~200mにかけての気温の逆転層が観測されました。

それを踏まえて予測計算の結果が26番の表になります。

大気安定度不安定時、逆転層発生時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時について予測した結果、一番高い濃度が逆転層崩壊時でした。最大の値は風下の490mとなりました。

その時の濃度を整理したものが26番の下の表になりますが、項目のそれぞれについて問題ない値であるという結果になりました。

大気についての環境保全措置をまとめたものが27番になります。

工事中は運搬車両による影響を緩和するために搬入時間の分散、交通規制の順守、暖機運転の低減などを対策として講じていきます。

建設機械の稼働による影響については、工事用仮囲いの設置、排出ガス対策型の機械の設置等を環境保全措置として行っていこうと考えます。

共用時の対策については、こちらは現在も行ってありますが搬入時間の分散、交通規制の順守等を継続して行っていきます。

排出ガスによる影響の低減については、排ガス濃度の低減、排ガス濃度の監視、適正な運転等となっています。

次に騒音、振動、低周波音についてになります。

調査地点は道路交通騒音振動に関しては、北、南、西側のアクセスルートの代表地点を選定しています。

更に施設の周辺では、最も近い民家が西側にあるので、敷地境界の代表地点として西側と南側の敷地境界、こちらは民家はありますが、先に大王わさび農場がある関係で、この2地点で調査を行いました。

また直近の民家の場所で騒音、振動の調査を行っています。

結果については30番の表にお示ししましたが、工事中の運搬車両による影響ということで大気と同じ設定で、大型車、小型車を設定し計算した結果になります。

現況の騒音レベルについて、道路が近くにあるためそこそこの値が出ているのが現状ですが、それに対して工事用車両が通ってもほとんど変わらないという結果です。

環境保全目標としては現況の値72dBを悪化させないことを目標とし、それをクリアし

ていきたいと考えます。

次に振動についても同じように計算をした結果、道路の振動の要請限度の 65dB 以下に對して十分低い値となりました。

工事中の建設機械による影響については、それぞれの建設機械の設定をして、工事の最盛期でどのくらいになるのか計算した結果が 31 番の表になります。それぞれの結果が御覽のとおりとなります。特定建設作業の規制基準値を目標にすると、十分クリアしている状況です。

振動についても同様です。

共用時のごみの搬入による影響ですが、先ほどと同様将来ごみの量は増えないだろうということで、現況と同等という結果です。

共用時の施設稼働による影響について、施設の設備機器が稼働した時にどのようになるのか計算したところ、焼却施設は 24 時間稼働、不燃物処理施設は昼間 5 時間稼働で計算した結果が 33 番の表となります。

今現在は何もないので、今よりは値は上がりますが環境保全目標として挙げている値よりは低くなっています。振動についても同様となります。

次に低周波音について、施設稼働による低周波音については現況のレベルを 34 番の表に載せてございます。

低周波音の 1～8 dB の値の現状が、御覽の数字となっております。

特に低周波音No.1 は、こちらの道路のすぐ脇になっているという関係上、その影響もありそここの数字が現状でも出ています。

2 番目に近いNo.3 が 2 番目、一番離れているNo.2 が御覽の数字となります。

今現在の道路の影響があり、その上に新しい施設ができるということで、予測計算をした結果、ほぼ同じとなりました。

環境保全措置については 35 番にまとめましたが、工事中の運搬車両、建設機械の稼働による影響で、特に騒音、振動で御覽いただきたいのが、低騒音型、低振動型の建設機械を使用するという、できるだけ建設機械の稼働時間を分散させるということ、また稼働時間をできるだけ短くすることを対策としています。

共用時については、設備機器についても低振動型、低騒音型の機械を使用し、できるだけ建屋内に配置するという対策を掲げています。

次に悪臭について、調査地点については大気質の調査地点と同じです。

対象事業実施区域と北、東、南、西の代表地点で調査しました。

対象事業実施区域の周辺では風上側と風下側の敷地境界で調査を行いました、夏、冬で同じ方向でした。

結果について 38 の表のとおり、特定悪臭物質については、アセトアルデヒド以外は検出されませんでした。アセトアルデヒドも検出はされましたが低い値でした。

臭気指数については対象事業実施区域の風上、風下側で多少の臭いはしました。

夏季については、No.1 の風上側については弱い排気ガス臭がありましたが、これは隣接する道路の影響だろうと考えます。

風下側では草の匂いでした。それ以外の集落の代表地点でも草の匂いや稲の匂いがしておりました。

冬は特にありませんでした。

それに対して予測の結果ですが、共用時のごみの搬入による影響は、今現在、搬入に関する苦情等が一切ないので将来においても影響はないと予測します。

排ガスのおいに関しても大気安定度不安定時、上層逆転時、接地逆転層崩壊時、ダウンウォッシュ時いずれについても臭気指数が 10 未満となります。

悪臭の環境保全措置ですが、共用時についてはごみの搬入による影響として洗車の徹底、排出ガスの適正な処理、ごみピット内の空気を燃焼用に使う、ピット内を負圧にする、悪臭漏洩の監視を行う等環境保全措置として挙げられています。

次に水質について、環境基準項目ダイオキシン類、水温、流量等を現地調査いたしました。

41 番の図面の対象事業実施区域の下流側のNo.1 がメインの調査地点になります。加えて上流側の水温も調査をしました。さらに降雨時の濁水の調査も行いました。

まず赤川の水質について、環境基準項目のダイオキシン類、生活項目、健康項目いずれも基準値以下のきれいな水でした。

また降雨時の調査の結果について、秋季、春季2回行い、水素イオン濃度と、浮遊粒子状物質についての数値は42 番の表に示してあります。

春の降雨時の浮遊粒子状物質の最大が110 と高い値が出ていますが、これはその時に行われていた田んぼの代掻きの影響ということです。田んぼの排水が入ってくる川の下流になるので降雨以外の濁りの要因が普段からあり、そういった水質の変動があると分かりました。

予測の結果について、工事の排水による影響については、過去50年の最大の降雨を使い対象事業実施区域に降った場合、それが全て流出した計算で行った結果を43 番に示してあります。降雨時の赤川が浮遊粒子状物質28 mg/Lの時に50年に1度の降雨の時でも浮遊粒子状物質は変わらないという結果です。

この場所は砂礫地で、土質の検査からかなり沈降速度の速い土質だと分かっています。

環境保全措置について、沈砂池の設置、雨水排出の濁りの監視、必要に応じ凝集剤による土壌の沈澱促進、アルカリ排水を中和して流さないこと、ということを経営保全措置として上げています。

次の水象については、調査は湧水の分布、地下水の利用状況、地下水位、水面標高の調査を行いました。

調査地点については、44 番の図面に示してありますが、観測井が対象事業実施区域の中の場所、現在使用している井戸が三角の印で示してある場所になります。

水面標高は観測井の真北と真南側の高瀬川、穂高川、赤川で標高を比較するためにやっています。

それに対して北西側から南東側のラインもとっています。

まず湧水の分布については穂高川沿い、高瀬川沿いの堤防でいくつか流出している場所がありました。

また対象事業実施区域の南側にわさび田とありますが、実際に作っている場所と耕作をやめている場所がありますが、こちらが面的な広い湧水地となっています。

地下水の利用状況ですが、穂高クリーンセンターと隣の民間の業者が使っています。

地下水位の調査結果は45 番で示してあります。

年間の変動の状況ですが、夏に水位が高く、冬にかけ下がりが春から上がるという一般的な傾向を示していますが、その中でも雨量が多くなると上がり、また下がるという傾向でした。

さらに細かくみると1ヶ月だけ切り出した結果が46 番に示してあります。全体として変動しているのに加え、日周変動が顕著に分かります。下のグラフでは夜にかけて水位が戻り、昼に下がるという傾向があり、これは穂高クリーンセンターで地下水を採取しているパターンと概ね一致しています。

この変動幅が約10 cmくらいです。

地下水面の標高と水面標高を比較した図が47 番に示してあります。分かりやすいように縦軸をかなり強調していますのでご了承ください。

この周辺では赤川の水面標高が最も高くなっており、それに対して対象事業実施区域内の地下水位がそれより少し低く、さらに高瀬川の水位が低く、穂高川の水位も低くなっています。

それらを踏まえ予測した結果、工事中の掘削による影響について、完全な砂礫地で堆積があり、地下水位も非常に高い部分です。

一番地下水が高い時で-0.25mですので、地下25 cmまで地下水があがることがあります。下がっても地下2 mまでとなります。

工事で掘削をした時にかなりの量の湧水が出てくることが予想されます。その

まま工事をするとう工事自体が難しくなると思われるので、それを全てくみ上げて排出してしまうと周囲の地下水に非常に大きな影響を与える可能性があり、対策としてはプラットフォームを2階にして掘削深度をできるだけ抑えること、また湧水を抑制して排水に頼らない方法を取ることで地下水の影響を抑えていくということです。

共用時の施設の稼働による影響について、今の施設でも地下水を使用しており、新施設では発電設備を導入する関係で、排ガスを冷やすための水の噴霧量が大幅に落ちる予定です。

施設で使う地下水の量はおそらく今より少なくなる見通しとなっています。

現在と比べると地下水の取水量が下がるので、地下水の影響は小さいと予測しています。

環境保全措置として、掘削面積や掘削深度を最小化すること、適切な掘削方法を実施することとしました。

次に土壌汚染について、調査地点は大気質と同じ地点とし、調査結果はどの項目でも十分環境基準をクリアしており、現在汚染がないと確認できました。

予測結果については、工事中の残土等による影響は、対象事業実施区域内に土壌汚染がないこと、建設発生土は場内で再利用する方針ですので、汚染土が外へ出ることはないことから、土壌汚染への影響はないと予測しました。

共用時の施設の稼働による影響について、将来の大気中のダイオキシン類の増加量から計算をし、最大でも寄与は0.48%程度で済むだろうと考え、土壌汚染への影響はないと予測しました。

共用時の廃棄物の搬出による影響について、飛散しないよう湿潤化し建屋内でトラックに積み込み、天蓋付きのトラックで外へ運び出すため飛散はないという予測です。

環境保全措置は51番にまとめております。

地盤沈下と地形・地質については、地下水の調査を参照し行っておりますが、災害履歴についても調べ、まとめてございます。52番に示してありますが、対象事業実施区域は浸水地域になっており、2mから5m未満の浸水が想定される地域ですが、それに対して地震や土砂崩れの被害の記録はなく、地盤沈下も周辺では発生していませんでした。

工事中の掘削による影響について、軟弱地盤ではないので、地下水をくみ上げたとしても地盤沈下は起こらないだろうと考えます。現在も地下水をくみ上げていますが、地盤沈下の事例は出ていません。

プラットフォームを2階にして主要設備を2階以上に配置することで、もし浸水が起っても施設としては無事である設計をしております。

掘削深度も最小化し、工事中の湧水量を抑える工法を取ることで、地盤沈下や土壌の安定性の影響はないと予測しました。

供用時の稼働についても、地下水のくみ上げ量が減るので問題ないという予測です。

環境保全措置についても同様ですので、省略させていただきます。

植物、動物、生態系について、56番に植物と動物の確認種を載せてございます。作りました現存植生図ですが、対象事業実施区域はオレンジで示してあります。

その周辺を灰色の人工構造物が分布しています。

西側に水田、畑があり、南側にわさび田とその跡地が分布しています。一番北と一番南に穂高川と高瀬川の河川敷の植生がある状況です。

調査結果から注目すべき種を選定した結果、56番に示す、この様な種が上がりました。

それぞれに対してどのような影響があるか整理したものです。直接的な改変を受ける植物も何種類かあります。もし、濁水やアルカリ排水が流れてしまった場合には、架線の中の数種類が影響を受ける可能性があるということです。

あるいは地下水を低下させてしまった場合には、ヒメウキクサに影響が出る可能性があります。

申し訳ございませんが、57番の表について訂正箇所がございます。キハダが2行目に入ります。建屋の位置関係において、近い位置にあるので、キハダの影響が少し考えられるということです。

それに対してどのような環境保全措置を取るかについて、粉じんの影響を最小にし、工事中の仮囲いの設置、工事区域への散水も必要に応じて行い、さらに水質への影響を防ぐために、沈砂池の設置、アルカリ排水の中和及び流出防止、地下水の湧水対策となります。

また、対象事業実施区域内に見られるものについては、生育地の保全、必要に応じて個体の移植等を挙げています。

共用時については、夜間照明の拡散の低減の部分です。

次に動物について、注目すべき種として選定したのが60番の表のとおりです。昆虫については種類が多いので半分程度を記載しています。

次に陸産貝類でも3種類あり、魚類、底生生物もあります。

影響の予測について、工事中の影響として対象事業実施区域内に生息している移動性の低い種類については直接的影響が考えられます。

方法書の時もお話しましたが、周辺の人工物をハヤブサが利用しておりますので、それに対する工事の騒音、振動の影響も考えられます。

もし、濁水、アルカリ排水が流れた場合は湿地や水中の生き物に対する影響、地下水の低下という場合も影響が考えられます。

共用時の影響については、日照条件の変化、施設からの排水はありませんが夜間照明の漏洩については気を付けなければならないと考えます。

環境保全対策としては、騒音、振動の低減、沈砂池の設置や水質対策、地下水対策、生息地の保全、個体の移植を挙げております。

共用時は特に夜間照明の拡散の低減となります。

次に生態系について、動物、植物の調査結果から64番の図のように、このような形で環境の類型区分を行いました。

対象事業実施区域を含む人工的な部分と西側の水田の部分、赤川そのもの、水中の生態系、南側の湿地と林地、さらに穂高川と高瀬川の河原の生態系を区分しています。

それぞれの上位性、典型性、特殊性の指標種を選定した結果が65番の表になります。行動範囲が広いホンドキツネ、ハヤブサを上位性に、トウキョウダルマガエルハリエンジュ群落を典型性とし、湧水の魚であるスナヤツメ、カワラヨモギを特殊性とし予測評価をしました。

こちらの結果は工事中について、濁水、アルカリ排水の流出、地下水の低下で66番の表にある種類に影響が出ると予測しています。

共用時についても夜間照明の影響が可能性としてあります。

環境保全対策については、動植物と全く同じ対策を講じていく考えです。

景観については、周辺の日常景観と眺望景観の代表地点を挙げました。

早春賦歌碑については、追加をして予測を行いました。

結果の一部を紹介します。まず69番の御宝田遊水池について、冬の写真ですが、小さい白鳥がおり、人が大勢見に来ている状況です。

上の写真が将来の写真、今の施設があり、さらに新施設ができたときの状況を示したものになります。

やがては今の施設を解体し、新施設だけの場合の写真が下になります。

次に大わさび農場について、観光客が集まるゴールデンウィークあたり、春季ということで予測していますが、中に入るとほとんど今の施設と新施設は見えませんが、入り口の駐車場手前でかろうじて現施設が見えています。新施設も多少は見える状況です。

冬になり葉が落ちるもう少し見えるようになります。現有施設が残っている状況と無くなった後の状況が70番の写真になります。

早春賦歌碑について、夏ということで予測しましたが、ほぼ現有施設、新施設の方向が重なる状況になります。安全側の予測として、新施設の建屋については大きめで予測しているので、今の施設より目立つと思いますが、実際はもう少し小さくなるのが期待されますので、最大で71番の写真のくらいだとみていただければと思います。

これについては、見えてしまうのは仕方がないこととし、環境保全措置として、施設

の色彩等への配慮、明度を抑えた外観とする事、施設形状も検討し配慮すること、周辺景観と調和した緑化の実施をしていくということを考えます。

触れ合い活動の場について、対象としたのは御宝田遊水池と大王わさび農場です。

それぞれの利用について、御宝田遊水池はマレットゴルフで使う方が大勢いました。また野鳥観察、写真撮影の方々が多く見受けられました。

大王わさび農場については、観光、買い物、食事、散策、写真等の方々がいらっしゃいました。

利用者数は調査は1日ですが、73番のようになりました。

ヒアリングをして、現有焼却施設に気付いたかどうか伺いましたら、73番の下の表に多い順に並べましたが、特に気にならないという方が多かった中で、写真の撮影時、白煙等が気になる方、地域に必要なものだから気がついたが、気にしないと言っていた方もいらっしゃいました。

予測について、工事中による運搬車両の影響について、基本的には両方とも休日の利用が多いので、工事中の運搬車両が通行する平日の昼間の時間帯等は利用が重ならないだろうと考えます。実際にわさび農場周辺では繁忙期には渋滞が発生している状況ですが、それに対して搬入と利用が重ならないようにしていく配慮が必要であると考えます。

また、工事中の建設機械による影響について、敷地境界における予測結果をもとに、最低でも500m以上離れているので、騒音、振動が届くことはないと予測します。

供用時の建築物、工作物の存在について、施設が見えて気になるかどうかということですが、わさび農場では35%の方が今の施設の存在に気付いたとのことでしたが、気にならないという方も多い状況です。

新施設の見え方については、現況の施設とほぼ変わらない状況になるので、影響については現在とほぼ同等と考えられますが、少しでも影響が緩和できるように外観について配慮していく考えです。

供用時のごみの搬入作業による影響については現状と変わりません。平日の昼間の搬入になるので、影響はないだろうという予測結果です。

更に共用時の施設稼働による影響については、騒音、振動、低周波、悪臭などそれぞれについて、敷地境界での基準は守られており、距離も離れておりますし、悪臭については排ガスの匂いもないという結果となり、影響はないと予測しました。

環境保全措置については、多岐にわたりますが、騒音、振動、外観、交通、悪臭それぞれ今までの環境保全措置の総合という形になります。

次に廃棄物について、工事中の建設発生土と建設廃棄物の量の計算の結果、基本的には建設発生土は100%再利用、アスファルトについても100%再利用する方針ですので、建設発生木材についても95%以上活用する考えです。

供用時の廃棄物については、ストーカ式、流動床式のどちらについても、どのくらい焼却残渣が出るかという計算はしておりますが、適正に埋立処分、または資源化をする予定です。

環境保全措置は79番に記載のとおりです。

最後に温室効果ガス等について、共用時のごみ搬入による影響はごみの搬入状況は変わらないので、現況と同等となります。

供用時の施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出については、新施設は新しく発電を行ないますので、発電によって排出量の削減分が大きく見込まれているので、ごみの焼却によって排出される部分と足し合わせると、現在の施設より35.2%の排出量の削減になると予測しています。

県の掲げる平成42年度の30%削減という値は新施設ではクリアできると見通しです。

環境保全措置については81番に記載のとおりです。

事後調査について、工事中の事後調査については、建設機械の稼働時についての調査を予定しています。

大気質については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、降下ばいじん、地上気象という計画です。

建設機械に係る騒音、振動の調査を計画してします。

工事そのものに対する影響として、河川の水質の検査、赤川の南側の湿地の流況、周辺の地下水の観測を行う計画です。

動物、植物については、環境保全措置について詳しく調査、検討した上で、実施する予定です。

供用時については、大気質、地上気象、施設の稼働に関わる騒音、振動、低周波、悪臭、土壌汚染という計画です。

施設の有無については、動物については注目すべき種の利用状況が新設後どうなるか、追跡を計画しています。さらに景観の写真も撮り、予測結果との対比を行う計画です。説明は以上になります。

片谷委員長

ありがとうございました。

かなり分厚い準備書ですので、要点だけを説明いただきましたが、かなりのボリュームになっています。時間が限られておりますので、今日全ての質疑をする必要はありませんから、特に今後の議論に向けて本日は是非とも確認しておきたいことを中心に御質問等をお受けしたいと思います。まずは事業計画全体について、スライドで言いますと13枚目までの範囲につきまして、御質問等の御発言をお受けしたいと思います。

梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

施設の配置計画の例として、7枚目のスライドで全体の施設を示していただきましたが、地下水に関連する内容で、建物の基礎のことを説明してください。なるべく掘削深を小さくするということでしたけれども、それにしても基礎は作らなければいけないので、その辺りの計画によって地下水への影響がかなり変わってきますので、もう少し具体的にどういう基礎を打つのかを示してください。

また、灰のストックヤードのこともそれをプール式にするのかなど、地盤の掘削に関することでお聞きしたいと思います。

コンサルタント
味澤

前段の地下の掘削についてですが、御指摘のとおり、基礎は必要になりますので、全く掘削しないということはありません。準備書の中には想定掘削深度をお示ししております。3～5m程度を想定しております。それが地下のスラブなどの掘削深になります。さらに杭部分が必要になってくるかと思いますが、これは事業者の提案によってどのようになるのかが決まるので、現時点でははっきり申し上げることはできません。

それから後段の灰のストックヤードのことですが、建屋の中にピット式またはバンク式の形で飛灰、焼却灰あるいは不燃残さを貯留してそこからトラックに積み込むような計画になっています。詳しくは事業者の提案になりますので、それによります。

梅崎委員

関連して、沈砂池ということも出ましたが、そういう排水についても、施設の中で処理されるのでしょうか。そういう配置というのは大体わかっているのですか。

コンサルタント
味澤

詳しい配置は決まっておきませんが、基本的に排水は出さない方向で考えておりますので、一般論で言いますと地下ピットを作って汚水を溜めておいて、それを場内処理という形になるかと思えます。

片谷委員長

今のお話でもありましたが、受託する民間企業の提案を受けるという計画になっているわけですね。この施設の配置に関しても、提案によって変動する可能性があるという理解したのですが、それはどの程度の変動の可能性はあるわけですか。というのは、今回出された準備書は今想定されている配置計画と施設の形状で予測評価されているはずですから、大きく計画が変わってしまうと予測評価の結果が異なるということになりかねません。計画の変更届だけではなく、アセス手続上の変更になってしまうことがなくはないと思ってしまうのですが、その辺りはいかがですか。

<p>コンサルタント 味澤</p>	<p>スライドの7枚目をご覧ください。この例示しました配置計画に集約されることになるかと思いますが、搬入口が西側になることは決まっておりますので、建屋の配置は東側に寄ってくるというのは確定です。その他、ストックヤードと破碎施設は、お示した通り建屋と別れるのか、一緒になるのかという部分で騒音・振動の観点から変動が出てきます。しかしながら、破碎施設につきましては、南側の敷地境界に設定しております、これが建屋の中に取り込まれることを考えると、周囲への騒音・振動の影響は小さい方向に変動すると考えておりますので、この例示した配置が騒音・振動・低周波音につきましては、影響が最も大きいものになるだろうと考えております。また、煙突の配置につきましても、搬入口が決まっています、スロープが2階になりますので、北側に配置されることが想定されます。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>要は多少の変更が出てきても、変更届の範囲内で対処可能であると判断しているということですか。厳しいことを言えば、変更内容が大きければ、再アセスということになりかねないんですけども、そこまでの大きな変更は起こりえないと判断されていることよろしいですか。</p>
<p>コンサルタント 味澤</p>	<p>そのとおりです。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>他の質問をお受けします。亀山委員どうぞ。</p>
<p>亀山委員</p>	<p>スライドの8、9枚目に施設の立面図がありますが、この建屋がかなりごつい建屋となっています。この地域は松本方面から大町方面に行く観光ルートの直近に建つことになるので、かなりのインパクトがあるなという印象です。建物については、もう少し景観上の配慮を考えなおす必要が多分にあると思います。実施の設計に当たっては建屋の形状、色彩等について、景観に配慮した検討をしていただきたい。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>何かコメントはありますか。</p>
<p>事業者 久田</p>	<p>DBOで私どもも設計から運営までということで想定しております。設計にはまだ入っていない段階ですから、真っ白な状態でもあります。委員長のおっしゃったとおり軽微な変更で済むかどうかというところは、敷地についてはこういうこと、入り口は西側に決まっている、それらを含めて、おおよそこういった想定の中で進んでいくという形になります。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>ここに出ている立面図は箱型でかなりごつい形状で、色彩は書かれていないので外観的なものはわかりませんが、これはわざとこのように記載して、実際できるものはこれよりもスマートになるという想定をされているという意味ですか。</p>
<p>コンサルタント 味澤</p>	<p>その要素はあります。長辺についても短辺についても、この規模の施設の最大の数値で記載しておりますので、このような形になっています。</p>
<p>片谷委員長</p>	<p>佐藤委員どうぞ。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>煙突を白鳥の首のような形や背中を丸くするというような遊びを考えたりはしないのですか。 それから、この地域は地下水が非常に高いですが、今までの洪水に対する災害履歴はありませんか。</p>

片谷委員長	一点目につきましては事業者からお願いします。
事業者 久田	今の想定の中での話では、今のところ直線系で考えております。
片谷委員長	メンテナンスを考えると、曲線は難しいと思います。 2点目については、準備書の中に記載があるかと思いますが、コンサルから御回答をお願いします。
コンサルタント 味澤	準備書に過去の災害履歴をお示ししております。P4-10-3をご覧ください。ここには記録がしっかりしている近年の情報をお示ししております。昭和36年から平成8年までのデータをそろえておりまして、実際に水害等の災害は起きております。
片谷委員長	今回の事業地が冠水したという災害もありますか。
コンサルタント 味澤	近年においては、事業地域が冠水したということはありません。近辺での水害です。
片谷委員長	近辺でもこれだけ水害が発生しているから、事業区域でも起こりうる。だけれどもプラットフォームは2階になるから、3mぐらいの冠水には耐えられるということですか。
コンサルタント 味澤	そのとおりです。P4-10-2にお示ししておりますが、浸水想定区域として事業区域は2～5mとなっております。万が一水害が発生した時でも問題が起きないような計画としております。
片谷委員長	よろしいですか。
佐藤委員	防波堤の設置とかは考えなくていいんでしょうか。
片谷委員長	そこまでは想定されていないでしょう。2～5mだからプラットフォームが2階だったら問題ないだろうということですね。
コンサルタント 味澤	高瀬川、穂高川については国交省の管轄で、管理されております。現状でできる範囲のことは実施しており、施設が影響を受けないような措置というと、ここでお示したものになります。
片谷委員長	他の質問を承ります。小澤委員どうぞ。
小澤委員	処理方式について、方法書の段階では、複数の案で検討していて、準備書の段階では選定されたものを反映させていくということで、今の御説明ですとストーカー炉と流動床炉になっていますが、最終的には処理方式はどの時点で決まるのでしょうか。
事業者 浅川	処理方式については、事業者の提案で進めています。事業者が決定した時点で処理方式が決まるということをご理解いただきたいと思います。
片谷委員長	時期はいつ頃ですか。
事業者 浅川	10月の初旬を予定しています。

片谷委員長	もうすぐですね。この審議の途中でわかるのですね。 では、今日の時点での事業計画に関する質問はここまでにして、環境影響評価のことは、細かいことは、図書を本日受け取っていることから詳細を確認できていませんが、本日の時点でこれだけは確認したいという内容をお受けしたいと思います。 非公開資料につきましては、できましたら次回の非公開審議にお願いできますか。 梅崎委員どうぞ。
梅崎委員	現状の施設の解体はどうなりますか。それについては準備書に記載されていますか。
コンサルタント 味澤	廃棄物等の中には現施設の解体に関する記載はありません。準備書そのものについても、解体の時期は決定しておりません。最低でも新しい施設が稼働するまでは現施設が動きますので、事業としては別となります。
片谷委員長	条例の手続上はそれで正しいと思います。解体はアセス対象事業にならないわけですが、もちろん環境保全上の配慮はしていただかなければならないことですから、そこは県と相談の上で、最大限の環境保全を図っていただくということになります。 他いかがですか。塩田委員どうぞ。
塩田委員	騒音、振動、低周波音のところの、P4-2-1 から P4-4-11 までかなりのページ数になりますが、住民の人が読んでもわからないのではないかとことがあります。例えば P4-2-13 について、予測式は記載されていますが、その計算結果が示されていません。すでに一般車両と工事関係車両が足されています。その過程が抜けているところが散見されます。また、用語が錯綜していて、技術指針マニュアルに基づいて記載されていますが、特定騒音については、音源名が記載されていません。住民から見たら何を計算しようとしているのかがわからないので、しっかりと記載すべきです。
片谷委員長	そういう御指摘でしたら、次回までにもう少し具体的な御指摘をお願いします。
塩田委員	こちらでまとめて事務局を通してお伝えします。
片谷委員長	これは準備書ですから、この後の評価書で指摘に沿った修正がなされますので、今後の審議の中で指摘していただければいいです。 陸委員どうぞ。
陸委員	方法書段階から事業が変更されていますが、この変更によって、新たに加わった調査や評価項目での変更があれば事前に教えていただきたいのですが。
片谷委員長	それはどこかに記載ありますよね。
コンサルタント 味澤	P0-2 に事業計画についての主な変更点を記載しております。ごみ処理施設であったところに不燃物処理施設が加わっております。それから P3-3 に事業計画の変更による評価項目等の変更が記載されています。ごみ搬入車両の通行についてですが、今とほぼ変わらないということで、大気質の予測は定性的な予測としております。それから水質については排水しないので水質に関する調査は削除しております。景観につきましては、御指摘がありましたので、代表的な調査地点は追加しております。
片谷委員長	よろしいですか。
陸委員	交通量が変わらないというのは、方法書段階では不燃物処理施設の交通量も加味して検討していたということですか。

コンサルタント 味澤	そのとおりです。
片谷委員長	まだ多くの質問等が出てくるかと思いますが、今日初めて説明を受けて図書を見ているので難しいと思います。是永さん、この案件の準備書審査は何回想定されていますか。
事務局 是永	今のところ本日含めて3回を想定しています。
片谷委員長	そうすると次回大量の意見が出てその場で事業者さんが回答できない質問だと対応しきれないですね。そのため、事前に出していただかなければなりませんね。
事務局 是永	そうですね。また、この審議の予定ですが、次回審議は10月を予定しており、11月の審議は別案件の現地調査がありますので、3回目の審議は12月になります。2回目と3回目の間が2ヶ月ありますので、十分詰めることができるのではないかと思います。
片谷委員長	わかりました。次回委員会で質問を出していただくのでも構いませんが、事前に事務局に出せるものについては、出していただいて、事業者さんにあらかじめお送りし、回答を頂くことにしましょう。 あと、今日是非とも発言したいという内容の御質問はありますか。
大窪委員	今日御説明がなかったのですが、P2-3-15に活断層について記載されていますが、その結果がどう評価されたのかを説明いただきたいです。
片谷委員長	今日御説明されますか。
コンサルタント 味澤	次回でお願いします。
片谷委員長	次回説明資料をお願いします。 では次回は10月20日ですので、事前にお寄せいただける御質問がありましたら、お願いします。当面の期限として9月28日までをお願いします。また、それ以降でもできるだけ事業者さんにお送りすれば委員会をスムーズに進めることができます。 この審議はここまでとします。 ではその他は事務局から何かありますか。
事務局 是永	今後の審議予定について、次回第6回技術委員会を10月20日（金）13:30～県庁議会議棟404、405会議室で開催予定です。 審議案件はただ今の穂高広域新ごみ処理施設に係る準備書の第2回審議で、冒頭で非公開の審議を予定しております。 2つ目として、リニア関係の飯田市における水資源に係る具体的な調査の計画（その1）という2つの案件についての審議を予定しています。 開催通知については追って送付いたしますが、お忙しいところ恐縮ですがよろしくお願いたします。 現在の穂高広域関係の準備書についての御意見は、できれば9月28日（木）までに事務局あてメールにてお寄せいただければと思います。 また20号バイパスの関係についてもこちらで意見案がありましたが、それについて追加、修正したものを概ね1週間を目途にご送付いたしますので、その後1週間を目途にまた内容を確認後、御返信いただければと思います。

事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。今の件で御質問はありますか。
では事務局にお返しいたします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。